

# 総務教育常任委員会資料

(平成25年12月6日)

〔件名〕

- ・滞納処分取消等請求控訴事件（平成25年（行コ）第7号）に係る  
対応について 【税務課】・・・1

総 務 部

## 滞納処分取消等請求控訴事件（平成 25 年（行コ）第 7 号）に係る対応について

平成 25 年 1 月 6 日  
税 務 課

標記訴訟に係る判決が、1 月 27 日に広島高等裁判所松江支部で言い渡され、その対応について以下のとおり報告します。

### 1 訴訟の概要

(1) 原告（被控訴人） 鳥取市内の 40 代男性

(2) 被告（控訴人） 鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井伸治）

(3) 請求の理由

- 東部総合事務所長が、原告の県税の滞納約 22 万円を徴収するために執行した預金債権（130,073 円）に対する差押処分は、実質的にみて差押禁止財産である児童手当の差押えであり違法。それを前提とした本件取立て及び本件充当も違法。
- 仮に児童手当自体の差押えには当たらないとしても、税金徴収権限の濫用あるいは信義則違反として取り消されるべき違法がある。

(4) 経 緯

H21. 9. 18 原告が鳥取地裁に提訴

H25. 3. 29 第 1 審判決言渡し

H25. 4. 12 被告（県）が広島高裁松江支部に控訴

H25. 11. 27 控訴審判決言渡し → 上告期限 12 月 11 日（水）

### 2 控訴審判決の概要

#### 【判決主文】

- ① 控訴人（県）が被控訴人（原告）の税の滞納に対して行った 130,073 円の配当処分の取消請求及び無効確認請求を却下する。
- ② 控訴人は、被控訴人に対し、13 万円（児童手当相当額）を支払え。
- ③ 被控訴人の慰謝料及び弁護士費用の請求を棄却する。
- ④ 訴訟費用は、第 1 審、第 2 審を通じて控訴人 1、被控訴人 9 の割合で負担する。

#### 参考：第 1 審判決主文

- ① 被告が原告の滞納に対して行った 130,073 円の配当処分を取り消し、被告は原告に対し、同額を返還すること。
- ② 慰謝料 200,000 円（請求額 1,000,000 円）、弁護士費用 50,000 円（請求額 100,000 円）及びそれらに対する平成 20 年 6 月 11 日（差押時点）から支払時まで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ③ 訴訟費用は、被告 7、原告 3 の割合で負担する。

### 3 控訴審判決に係る対応 県からの上告はしないこととしたい。（1 月 29 日コメントを発表）

#### 【参考】コメント

この度の控訴審判決は、滞納処分について、本県の徴収判断は正当であり、権限濫用には当たらないと認め、他方、従来最高裁判所の例外として、預金債権となっても差押禁止対象となる場合があるという新たな法律解釈を示したものである。

いたずらに訴訟を長引かせることは避け、上告しないこととするとともに、今後の滞納処分の取扱いを改めるよう早急にマニュアル等の見直しに着手したい。